

皇居外苑の位置づけについて

1 皇居外苑の設置、管理に関するもの

(1) 旧皇室苑地の運営に関する件（昭和 22 年閣議決定）

旧皇室苑地の中、宮城外苑、新宿御苑、白金御料地等は速かに文化的諸施設を整備し、その息沢を戦後国民の慰楽、保健、教養等国民福祉のために確保し、平和的文化国家の象徴たらしめることとし、概ね以下の要領により運営するものとする。

要領

一 旧皇室苑地は、国民公園として国が直接管理するとともに史跡名勝又は天然記念物として価値あるものは指定し、これが保存を図り汎く一般国民の享用に供すること。

二 旧皇室苑地の利用運営及び文化的諸施設の整備については、権威ある委員会を設置して総合計画を樹立すること。

三 旧皇室苑地をさし当り国民的利用に開放するため、概ね左の措置を講ずるものとする。

イ 宮城外苑に野外ステージを中心とする国民広場を設置し、各種行事、運動競技等に使用せしめること。

ロ～ハ （他苑関係 略）

ニ 適当な箇所に簡易な野外休養施設を整備すること。

(2) 旧皇室苑地整備運営計画に関する件

（昭和 24 年 旧皇室苑地運営審議会会長発 内閣総理大臣宛）

方針

旧皇室苑地は、昭和 22 年 12 月 27 日「旧皇室苑地の運営に関する件」の閣議決定の趣旨に基づき、平和的文化的国家の象徴として、永久にこれが保存を図るとともに、できるだけ広く国民の福祉に寄与するため、次の要領により運営するものとする。

1 由緒ある沿革を尊重し、努めて現状の回復保存を図ること。

2 必要に応じて、史蹟、名勝、天然記念物又は風致地区として指定すること。

3 各苑地の特殊性を生かし、国民生活に適合した管理運営を行うこと、

4 緑地計画の一環として街路その他都市計画との調整を図り、周辺地域の整備も併せて行うこと。

5 各苑地の特性に照らして之と関連のない施設は、これを設けないこと、特に営利を主目的とし、又は権利を伴う諸施設の設置は、これを認めないこと。

（以下略）

（３）皇居外苑の資料許可について（昭和 27 年 閣議決定）

1 皇居外苑の性格

皇居外苑は旧皇室苑地という由緒を持つ外、現在もなお皇居の前庭であるという特殊の性格を持った国民公園である。従って、これが一般の利用は、その特殊の性格にふさわしい美観と静穏を保ちうる方法により、広く国民一般の休憩、散策、観光に供するごとく管理する。

（以下略）

（４）皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和 38 年 閣議決定）

皇居周辺北の丸地区（以下「北の丸地区」という。）は、従来東京都の事業として整備を行なってきたが、今後は早急に国が直轄してこれを行なうこととし、このため関係各省庁において次のように措置することとする。

記

1 北の丸地区は皇居外苑の一部とし、森林公園として整備することとし、その建設及び維持工事に必要な業務は、関係省庁の協力を得て、建設省が行なうこととする。

（以下略）